

道路除雪作業に係る労働時間等の指導状況

上越労働基準監督署

1 調査・指導対象

道路除雪作業を行う事業者で長時間労働の実態を把握した事業場

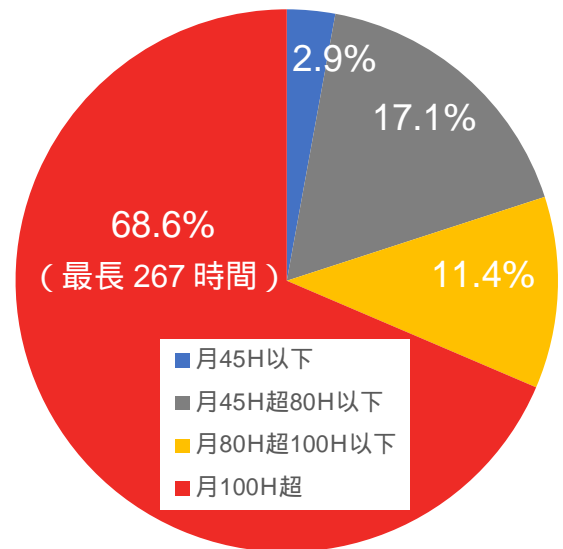
2 調査・指導結果の概要

調査した 35 事業場のうち 28 事業場 (80.0%) で月 80 時間超の時間外休日労働が認められ、そのうち 24 事業場 (68.6%) では 100 時間超の時間外休日労働が認められました。

当署では労働基準法・労働安全衛生法違反については是正勧告を行うとともに、労働時間短縮、健康確保措置を指導しました。

3 時間外休日労働時間の状況

時間外休日労働時間数	事業場数等
月 45 時間以下	1 事業場 (2.9%)
月 45 時間超 ~ 80 時間以下	6 事業場 (17.1%)
月 80 時間超 ~ 100 時間以下	4 事業場 (11.4%)
月 100 時間超	24 事業場 (68.6%)
最長時間外休日労働時間数	月 267 時間



【参考】

月 45 時間を超える時間外休日労働は脳・心臓疾患、精神障害等の健康障害のリスクが高まり、2~6ヶ月平均月 80 時間超、単月 100 時間超の時間外休日労働はいわゆる労災認定基準に該当します。

4 主な指導内容

	法違反・指導事項	事業場数
違反	労基法第 32 条 (法定労働時間の遵守)	14 事業場 (40.0%)
	安衛則第 44 条・45 条 (健康診断の実施)	0 事業場 (0.0%)
	安衛則第 51 条の 2 (健康診断の事後措置)	9 事業場 (25.7%)
	安衛則第 14 条 (産業医への情報提供)	3 事業場 (8.6%)
	安衛法第 66 条の 8 (長時間労働者の面接指導)	0 事業場 (0.0%)
	安衛法第 66 条の 10 (ストレスチェックの実施)	0 事業場 (0.0%)
指導	時間外休日労働時間の短縮	34 事業場 (97.1%)
	長時間労働者の面接指導の体制整備	15 事業場 (42.9%)
	メンタルヘルス対策の体制整備	0 事業場 (0.0%)

【参考】

- ・時間外休日労働はあらかじめ 36 協定を届出の上、当該協定の範囲内で行わせる必要があります。(労基法第 36 条)
- ・常時使用する労働者は年 1 回(深夜業従事者は半年に 1 回)の健康診断を行わなければなりません。(安衛則第 44 条・45 条)
- ・健康診断の有所見者については医師の意見を聴取しなければなりません。(安衛則第 51 条の 2)
- ・月 80 時間超の時間外休日労働を行わせた労働者の氏名、労働時間数を産業医に情報提供しなければなりません。(安衛則第 14 条)
- ・月 80 時間超の時間外休日労働を行わせた労働者から申出があった場合は、医師の面接指導が必要です。(安衛法第 66 条の 8)
- ・常時使用する労働者(50 名未満の事業場は努力義務)には 1 年以内ごとに 1 回、ストレスチェックを実施しなければなりません。(安衛法第 66 条の 10)

5 非常災害等の理由による労働時間延長届(33届)の届出状況

月 80 時間超の時間外休日労働があった 28 事業場の全数から 33 届の届出がありました。(調査前に 20 事業場、調査後に是正勧告への対応として 10 事業場(追加・修正の届出含む))。

【参考】

- ・雪害(国や地方公共団体等からの要請等に基づき除雪作業を行う場合など)についても、一定の要件の下で 33 届の対象とすることが可能です。(基監発 0607 第 1 号ほか)
- ・33 届に基づき時間外休日労働を行わせる場合は上限規制が適用されませんが、健康確保措置を講ずる必要があります。

6 労働時間短縮に向けた好事例、課題等(事業者の声)

【好事例】

- ・降雪がない場合は、日中の所定時間の勤務についての勤務免除(賃金減額なし)や年次有給休暇(時間単位)の取得勧奨を行い、労働時間の短縮を行っている。
- ・市の助成金を活用し、重機有資格者(車両系建設機械、大型特殊免許)の計画的増員を図っている。
- ・ウェブカメラを活用することで、積雪深測定のための詰所待機を簡易化している。

【課題等】

- ・降雪がない場合の待機に対する発注者の補償が不十分。
- ・公共工事減少により建設業者数、建設労働者数が減少しており、重機有資格者の確保が困難。(夏季や小雪の冬季に就労させ得る公共工事が必要)
- ・詰所や仮眠所について新型コロナ感染症対策が必要なため、従来よりコストが嵩んでいる。
- ・地域住民からの苦情が業者の作業責任者、作業者に直接寄せられる(発注者に窓口がない)ため、当該労働者のメンタルヘルス面のフォローが必要。

7 当署の今後の対応

長時間労働を確認した場合は、事業者に対し、健康確保措置の実施など、過重労働による健康障害防止のための指導を行います。また、適切な 33 届の届出のための周知・啓発を行います。

道路除雪作業に係る時間外休日労働の短縮について、各種連絡会議等の場を通じ、発注者等に働きかけます。